

全弓連発第 26-129 号
平成 27 年 2 月 27 日

地 連 会 長 各 位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会 長 石 川 武 夫



矢羽の使用に関する準則の制定について（報告）

標題のこと、本連盟ではこのたび「矢の使用に関する準則」を制定いたしました。
地連会長各位におかれては、本準則ならびに運用についてご熟知いただくとともに、
貴地連所属の会員各位に広くご周知いただきたくよろしくお願い申し上げます。
なお、本準則の制定にあたり、運用に関する説明会の開催を計画しています。詳細が
決まり次第、改めてご案内申し上げます。

記

<添付書類>

1. 矢羽の使用に関する準則
2. 羽根の使用等に関する早見表
3. トレーサビリティ証明書および記入例
4. お知らせ【会員の皆様へ】

以上

○本件担当

公益財団法人全日本弓道連盟事務局：浅見・清水

TEL：03-3481-2387／FAX：03-3481-2398

E-mail：kanri3@kyudo.jp